

時論

鐵道の爲に路政を誤る勿れ

政治僧

内閣が交迭することに、帝國鐵道敷設法が弄られる、固より鐵道の敷設は交通の實情に適合したものでなければならぬから、鐵道豫定線は交通事情の變遷に伴つて當然變更さるべき性質を持つ、併しながら其の變更が餘りに甚だしい所謂朝令暮改の感があつて、交通事情變化の爲でなく内閣交迭の爲の變更であるかの嫌がある、で吾人をして國有鐵道に關する國家の方針奈邊に在るかを疑はしむる。

現内閣も亦前内閣の探つた鐵道敷設方針を改訂する積りなのであらうか、法定された豫定線であつて夫れを敷設するも鐵道の效果渺いもの、換言すれば收支相償はない路線は之を廢止して、之に代ふるに道路の改良を以てする方針を探り、之を審議する爲に鐵道大臣所管の下に審議會を設置したと傳へらる、固より鐵道網を樹立するに方ては、陸上交通の基根と爲るべき道路の會議があるにも拘はらず、尙其の下に特殊の會議を設くることは屋上屋を架するの類に反すと言つた調子の反對論には賛成し



ないのである。

併し會議の設置に反対はしないが、審議すべき事項の範囲に就ては意見がある。固より同會議が如何な事項を審議するか、又は鐵道敷設法を如何な方針に依つて改定するかが明瞭でない今日に於て彼は論議することば早計たるを免れないが、議案選擇前に方つて一言を呈する問題がある。鐵道と道路との作用が相俟つて陸上交通の圓滑を期するやうに行政せなければならぬことは、何人も疑を容れない現時の要求ではあるが、夫れを爲すが爲には合理的に決定された現在行政組織の下に於て策さなければならぬことは言を俟たない。然るに人も知る如く現行組織の下に於ては鐵道行政に關しては鐵道大臣、道路行政に關しては内務大臣の主管するところであつて主管大臣を異にしてゐる、従つて兩者が主管する鐵道と道路とが陸上交通上密接不離の關係を有するにもせよ、鐵道主管者は道路に干涉することを得ず、道路主管者も亦鐵道に干渉すべからずと言ふのが現行官紀の定むる鐵道對道路問題を審議するにしても、同會

議が審議すべき事項範囲は右に述べた兩者の限界を超越することを許さないのである。從つて同會議は其の範囲内に於て審議すべくせなげばならぬ、然るに近時説を爲す者がある或は兩者權限問題の如きは官人の閑事として顧慮するの必要なく、如何なる手段方法に依るも免に角道路が改良せらるれば夫れを以て満足すべきものと爲すのである、是等は我國道路の現状に鑑み道路改良の急務を痛感し其の實現を可能ならしむるの焦慮から出た見解にせよ、是等は行政の組織を破壊し官紀を紊亂する暴見であつて探るべきではない。論者が考慮するが如く道路の改良を急務とするに在らば、鐵道と相並で合理的に獨立した道路の改良を樹立すべきであつて、何を苦しんで鐵道に追隨して之を策するの必要があるのである。或は近時交通行政の統一と言ひ交通會議の設置と言ふことを力説する者がある、何れも江木鐵相の投じた鐵道代用道路の改良問題に胚胎して俄に叫ばるゝ聲に外ならない感がある、併し夫等は吾人の屢所論した

等問題が俄に蠱頭するに至つたのは鐵道豫算の一部を以て道路の改良を策するの底意に非ざるかな疑ふ、然れども國帑に二なく假令鐵道經濟が特別會計の地位を占め其の經濟に依つて道路改良の爲に必要な費用を支出するの要あるとせば所屬經濟の如何を問はず支出すべきものであつて、鐵道經濟に依るの必要と理由とはない。是等は何等か爲にする私論と言はざるを得ない。

吾人は審議事項の發表を俟つて更に詳論するであらう、今は鐵道省に設けられた會議が、其の權限を越えて道路に關する事項を審議しないことを確信する、夫れと同時に多數決制を探る同會議の設置に無條件に參加した内務當局の行動を責めむとするのではないが、近くは道路と道路動態との行政が分離されたことに鑑み、今又聊ともすれば道路が鐵道の爲に禍ざるゝの趨勢にあるに非ざるかを憂ひ、道路法の制定に方つて各省が道路に干渉した權限を漸く統一した其の難苦を想ひ出し、内務當局が立法の精神に立脚して系統ある路政維持の爲に善處せむことを希望して已まない。